

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表第 3 号中「第57条第 1 項」の次に「（法第68条第 1 項および第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第 4 号中「において」を「（法第68条第 1 項および第 3 項において準用する場合を含む。）において読み替えて」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。